

港町新潟の江戸時代の町割について

間組 正会員 内山 大
新潟大学 正会員 樋口忠彦

Town Planning Principles of Port Niigata in the Edo Period

by Hisasi Uchiyama
Tadahiko Higuchi

概要

港町新潟の町づくりが本格化するのは、元和2年(1616)に堀直寄が長岡藩主になり、その支配を受けるようになってからのことと考えられる。それ故、本論では、これ以降の江戸時代の新潟を取りあげている。そして、そこにみられるいくつかの町づくりおよび町の特徴を取りだして報告している。第一は、白山神社を南の基点とし、日和山を北の基点に位置づけて、町づくりがおこなわれたのではないかとすることである。第二は、新潟の町割は1ブロック2行の短冊型の町割で、1行の奥行きは約25間と推定され、各戸の敷地の間口は4間を基本にしていたと考えられることである。第三は、享保と天保の地子高の資料により、当時の地価の状態をみると、信濃川から離れるほど低くなっていて、町の経済は信濃川に大きく依存していたことがわかることである。

[キーワード: 江戸時代、新潟、町割、港町]

1. はじめに

港町新潟の町づくりが本格化するのは、元和2年(1616)に堀直寄が長岡藩主になり、その支配を受けるようになってからといいたいだろう。新潟の町に対する堀直寄の施策は、現在のところ、元和2年の『新潟諸役用捨之覚』と同3年の『新潟新町材木町建設覚』および同年の『新潟町中肝煎』の三つの文書から推定するほかない。

これによると、経済保護策、町の拡充、営業品目の地域指定、建築制限、身分別の居住地制限、街路整備などの政策がとられたことがわかる。さらに、新潟が、商業を中心とした港町、町人自治の町という性格をもたされていたことがうかがえる。

元和4年(1618)には、牧野忠成が長岡藩主になり、堀氏の政策を受け継ぐとともに、町の積極的な開発を行なっている。背景としては、寛永10年(1633)に阿賀野川が信濃川の河口付近に合流して、河口付近の水深が増大して、大型船の入港が可能になり、町が繁栄し、町域の拡大をせまられたためと考えられている。

神明町の開発、河口洲崎への監船所の設置、白

山神社の遷宮、堀割の堀削などと、現在までつづく港町新潟の基本的な構成は、明暦年代までにほとんど完成したといっても過言ではない。

それ故、本論においては、江戸時代の港町新潟を取りあげ、当時どのような町づくりが行なわれ、町の特徴はどのようなものであったのか、既存の文書や地図や研究を参考にしながら報告してみたい。

2. 町の物的構成

(1) 町の方角性と白山神社および日和山

新潟の町は、元禄12年(1699)の地図にも明らかのように、信濃川の流れて沿って、上流から下流に細長くのびている町で、はっきりした方向性をもっている。しかも、この地図をよくみると、町の最上流側は白山島という島になっていて、そこに神社が設けられていることがわかる。さらに、町の下流側に目をやると、そこに小さな山と、それから少し離れたところに監船所が描かれているのがわかる。

町の最上流端に位置するこの神社が白山神社(現存)である。ここは町の最南端でもある。『新

潟市史』によれば、白山神社は、『社格県社。加賀の白山権現を勧請して奉祀する。しかし、永禄年間に記録を失い詳細は不明。元和年間、牧野氏の時代になってから牧野氏の尊信加護を受ける。正保4（1647）年、牧野忠成が現在の地を造営させ遷宮する。古新潟より移転したもの。』とされている。しかし、「古新潟より移転」「遷宮」などについて詳しいことはわかっていない。けれども、牧野氏の尊信加護を受け、「現在の地を造営させ遷宮」したことは十分考えられる。白山神社を神明神社よりも町の上流側に設け、新たな各付けがなされたのではないかと考えられるからである。それは、以下のことから推定される。

- ・江戸時代の絵図を見ると、神明町には他にもいくつかの神社があるが、神明神社が神明町の最も上流側に設けられていること。
- ・寛永11年（1634）より始まった、町域を上流側に拡大していく神明町方面（現在の古町通1・2・3・4番町、西堀前通1・2・3・4番町方面）への開発が、寛永15年（1638）に完了していること。
- ・正保4年（1647）に神明神社よりも町の上流側に白山神社の本殿が竣工し、遷宮式が行われていること。

この後に「明暦の改修」といわれるものが行なわれるが、町の拡大開発は、町の下流方向でなされ、白山神社より上流側への町域拡大は以後もない。白山神社は、町の最上流端側のシンボルとして位置づけられたためと考えられる。白山堀によって町と境内とを隔てるようにしていることも、この神社に特別な意味を持たせたからであろう。

また、細長い町を中心を背骨のように信濃川に平行して走るメイン・ストリートの一つであった古町通は、町から白山神社へ向かう参道として位置付けられている。『新潟真景』図やその他の絵図を見ると、白山堀にかかる橋は、古町通にしかないことがこれを示している。

次に、町の下流端（北端）に位置する日和山について考えてみたい。砂丘上に一段高く土盛りされた船見台であって、ここにみえてきた新潟の町とは異なる、漁村から生まれてきた洲崎町の北端に位置している。従って、新潟の町づくりとは関係なく、以前からこの地にあったものと考えられる。しかし、「明暦の改修」により、新潟の町域が下流方向に伸び、すでに存在していた洲崎町と結ばれ、結果的に、日和山は、港町新潟の下流端（北端）を形成することになったのではないだろうか。

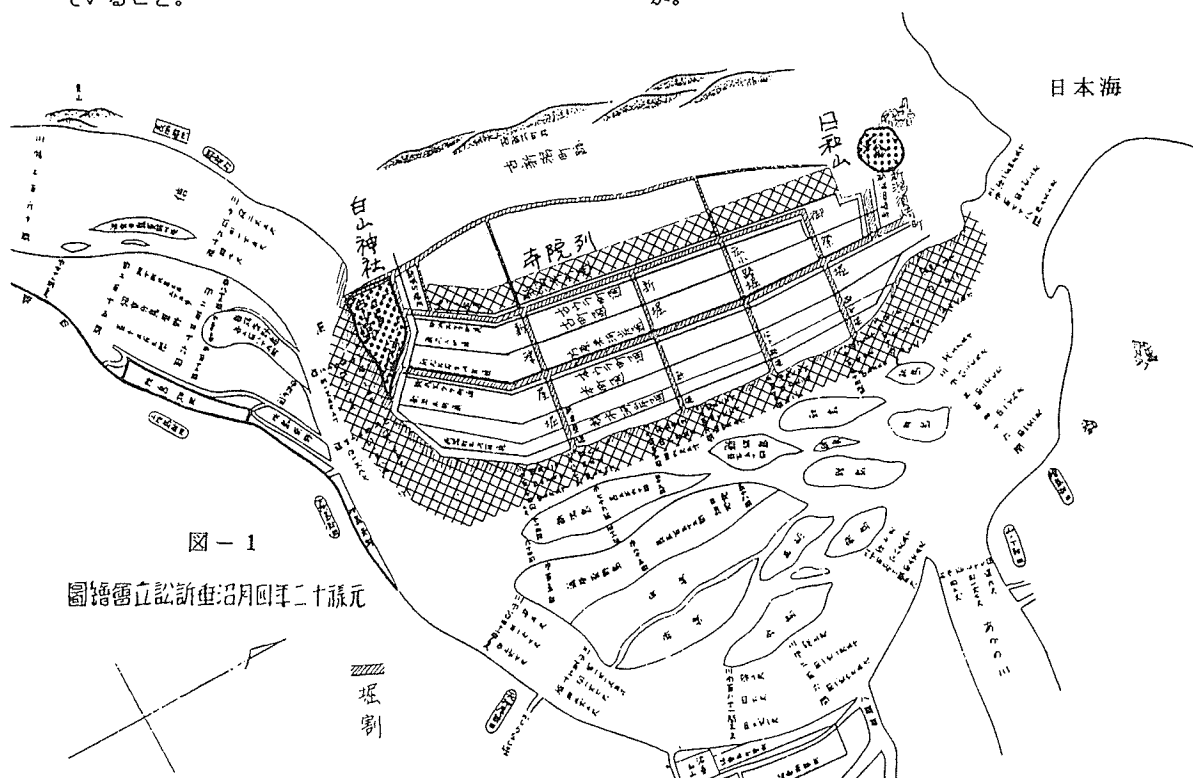


図-1

元禄二十年四月沼田新立繪圖

（２）寺院列

西堀に沿って寺院が一行に並び、この寺院列は、町の西縁をなしている。これらの寺院は、後に新潟の２４か寺といわれるようになる。現在はこれらの寺の門前には、高い建物が並び、西堀通からその列を見ることはできない。

なぜこのように西堀の沿って寺院が一行に建ち並んだかは不明である。堀直寄が集めたものであるとも言われているが、各寺院とも火災に遭うなどして、詳しい記録は残っていないため、詳細はわからない。

それぞれの寺院が新潟に移転してきた年はわかっていて、それを新潟の町の発展過程と比較すると、町の発生年代にある程度平行していることがわかる。寺院の移住年は、１６世紀中頃から１７世紀中頃までで、それまでにほとんどの寺院は移住している。しかし、これらの寺院がこの移住年に、現在の地に建立されたという証拠はない。

それでは、なぜこの地域に並べられたのであろうか。寺院列の境内は、信濃川支流跡の湿地であったとされている。このことは、往生院に残っている以下の内容の文書によっても窺うことができる。

『元禄年中別段ニ弁天安置之地被下置候、右地所辺一体沼地ニ而地形等も成就仕兼・・・略』

（新潟市教育委員会、『文化財調査報告書』）

寺院の並ぶ西堀の西側の地域は、宅地には適さない土地であり、しかも、港町である新潟にとっては表側といえる信濃川から、もっとも離れ奥まった地域にあたる。このようなことから、町とは西堀によって区切り、信濃川の流れに沿って延びる町の方と平行に、寺院の指定地域をここに設けたのではないだろうか。

天保１４年（１８４３）に新潟は上知され幕布の直轄領になるが、上知以後、寺院の門前には奉行所の役人たちの居宅が建ち並んだ。この居宅は、明治以後公共施設に利用され、後に民間に移行して、現在のように一般住宅が建ち並ぶようになった。また以前から、寺院の境内を借りて居住していた借屋層の町人もあったということである。

『新潟真景』図を見ると、寺院の周りには多くの樹木が描かれていて、この地域は、町の背後に一行に並ぶ緑地空間を形成していたことがわかる。また、火事の多い新潟においては、防火樹林の

役割を果たしていたと考えられる。町の建物と比べると、ずっと高い屋根をもつ寺院の本堂が、樹木に囲まれて町の西縁に一行に並ぶ様子は、町の衝立のようなものであったろう。

以上の主なことをまとめてみると次のようになるだろう。

- ・町の方向は信濃川の流れに沿って、南北方向に細長く伸びていること。
- ・白山神社と日和山とが町の南北両端の境界部分に位置していること。
- ・古町通は、白山神社と日和山を結ぶ町の方と一致する背骨のような町の中心的道路であるが、それは白山神社の参道にもなっていること。
- ・寺院列は、西堀とともに町の西縁を形成していること。
- ・信濃川は、いうまでもなく町の東の境界を形成していること。

（３）町割

上記のような枠組の中にどのような町割がなされたのであろうか。港町新潟の町割は、元禄１２年（１６９９）および享保１０年（１７２５）の絵図（図－１および図－２）から判断すると、次のような特徴をもっている。

- ・信濃川の流れに平行に西堀と東堀が設けられている。
- ・西堀と東堀と信濃川に平行した２本の通りが設けられている（現在の古町通と本町通）。
- ・信濃川と西堀および東堀をそれぞれ相互に連絡させるために、西堀・東堀に直交する堀が設けられている。また、古町通と本町通に直交する街路（いわゆる小路）が設けられている。

この町割はどのように生まれてきたのであろうか。町割の詳細をみながら考察してみたい。すでに、１／２５００の地図をもとにしたすぐれた考察が、小林正久氏によってなされている。それ故ここでは、小林氏の考えを基にそれをさらに押し拡げる考えを示してみたい。

現在の市街地のブロックの大きさを、小林氏と同じように１／２５００の地図で読みとる。これを、西堀の西縁から上大川前通の東縁まで押し拡げて読みとり、古町通と本町通がそれぞれ３間幅であったことを考慮して、各ブロックの幅がどれくらいであったのか推定してみる。これを、現在の８番町で行なってみたものが図－３である。

各ブロックの幅は、約50間（約91m）ではなかったのかという推測が成り立つ。そして、西堀通と東堀通の西側にそれぞれ1間から3間幅の通りの余裕幅も得られる。

一方、町の長さである各ブロックの長辺は、一様ではない。堀氏の時代の町域内で、最も短いブロックは約70間、最も長いものは約115間、町の中心にあたる7番町と8番町では、約92間の長さを持っていたと考えられる。各屋敷の間口が4間を基本としていたとすると、7、8番町では22軒、短いブロックで16～17軒、長いブロックで29～30軒の屋敷が並ぶということになる。

以上は、西堀も東堀もまだ掘られていない建設初期の町割を、現在の地図から推定したものであるが、1ブロックに奥行50間の屋敷が1行あるいは奥行25間の屋敷が2行、長さにして90間前後の、〈短冊型〉の町割が計画されていたのではないかと考えるのである。

明暦の大改修においては、これを基本として若干の変更があったと考える。その主な原因は堀の掘削であろう。堀を掘るまでの間に、町は拡大していたが、古町通の裏町（現在の西堀前通）、本町通の裏町（現在の東堀前通）には、まだ町並は発達していなかった。明暦2年の『新潟地子明細

帳』には古裏町、本裏町、という町名が記載されていないことから、このことが読みとれる（注：片原町、材木町という町名もない。『新潟市史』から引用、原本については不詳）。そこで、堀を

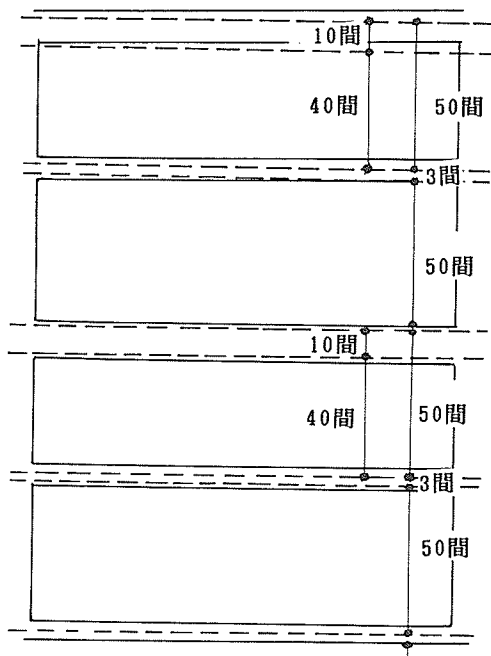


図-3 8番町のブロックにおける町割寸法の推定（実線が現状、破線が推定、単位は間）

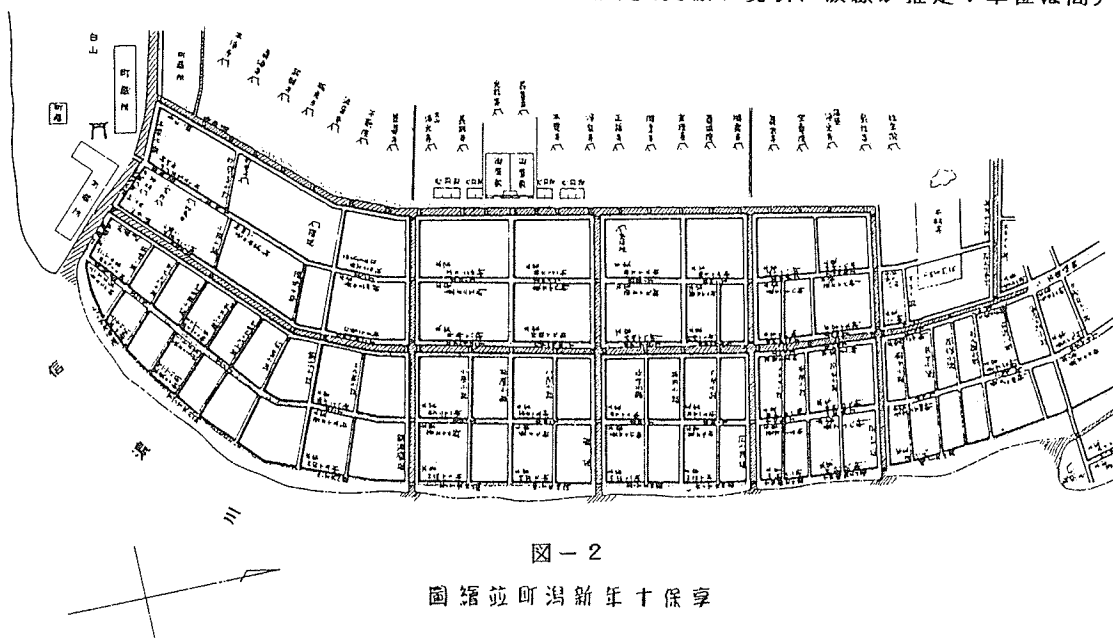


図-2

新潟市十保年町並縮図

掘削するにあたって、これら町並の未発達地域に掘りこんだと、小林氏と同じように考えるのである。

堀の幅は4間で、その両側に3間～4間の道路を配し、10間～11間幅の西堀通と東堀通ができた。従って、堀の東側、すなわち古町通の西側と本町通の西側のブロックは、それぞれの通りの東側のブロックよりも10間程奥行きが小さい。各通りの幅を3間とすると、広小路以南の町割では・古町通西側のブロック約40間、東側のブロック約50間

・本町通西側のブロック約40間、東側のブロック約50間

という値を得ることができる。

もっとも、広小路以北の地域においては、町割の大きさはこのように一定はしていない。特に古町通に沿った地域の町割は、かなり変形している。広小路以北は、寄居村を移転させた後に、新たに町割を行ったところである。そして各通りは、ほぼ北へ向かっていたものが西へ折れ、洲崎町と接続されている。従って土地の広さ、形状に制限を受け、広小路以南とはブロックの大きさが異なったものと考えられる。またこの地域では、古町通を中心とするブロックが全体に不整形なのに対し、本町通を中心とするブロックは比較的良く整っている。次の土地利用でふれるように、この地域では、本町通が商業の中心であり、古町通には

手工業者が居住していた（図-4）。そのため、この地域では、本町通を基準として町割がなされたためではないかと考えることができる。

その他、変形した町割をもつところに神明横町（現1番堀通町）がある。神明横町は、通りには面しておらず、白山堀に面して屋敷が並んでいる。ここは、天和2年（1682）に、古町頭と呼ばれていた田地が、町屋地に変換された土地を含んでいる。白山堀の利用ということで、間口を堀に向けているのであろう。

江戸時代後期になると、古町通に遊郭が発生した。上知後、初代奉行川村清兵衛は、これらの営業地域と名称を一定にし、他への移住を禁じた。この地域は明治5年の『遊郭地域図』に表わされている。また、明治26年の大火後に、貸座敷の移転問題が起こり、『醜業者と良民と軒を並べて営業することは喜ぶべきではない。』（『新潟市政進展史』）と言われていたことなどから、これらの店は、当初表通りに面していたが、その性格から次第に路地や裏通りを作り、これに間口を向けるようになったと考えられる。こうして発生した路地、裏通りなどが、現在の古町通裏通りになっていると考えられる。『遊郭地域図』に示される古町通の地域は、現在裏通りの存在する地域であり、この地域の各ブロックは古町通の東側5番町、7番町を除いて、1ブロック4行の〈短冊型〉を呈している。

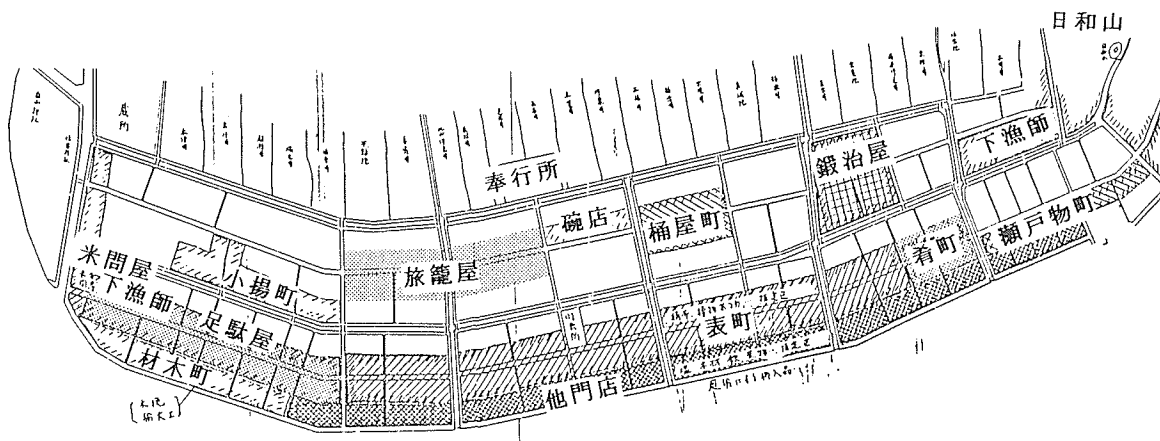


図-4 業種別指定集住区域図（享保元年）

3．土地利用形態

上記のような物的構成の中で、町はどのように機能していたのであろうか。郷土史研究で明らかにされている業種別の営業地域指定、職種別の集住形態や、各町ごとの地子高割などの資料から、土地利用形態を読みとり、町がどのように機能していたかについて考察する。

(1) 営業地域指定と業種形態

江戸時代における新潟の町の産業は、ほとんど株仲間によって支配されていたことが、郷土史研究などで明らかにされている。また、株仲間だけではなく、営業地域を指定され保護されていた業種もあったことが知られている。

居住地についての記述のある株仲間、あるいは地域指定がなされていた業種をあげると、次のようなものがあつた。

大問屋（廻船問屋）、川売、船大工、木挽、鍛冶屋、足駄屋、小揚（仲士）、上漁師（川魚漁師）、下漁師（海魚漁師）、旅籠屋、梔店、表店（絹布類、縁綿類、太物類、茶類、小間物）、他門店（食塩の卸売り、材木、竹、鉄など、廻船による移入品の卸、小売り）、材木町、着町（鮮魚市場）、米問屋、瀬戸物町、桶屋町。

これらを、地図上に表すと図-4のようになるが、これを見て次のようなことが指摘できるだろう。

- ・店舗を持たない業種や手工業者（木挽、鍛冶屋、漁師など）は、町の中心部から離れた地域に居住していた。

- ・これらの地域では町割が不整形で、町界も不揃いである。特に広小路以北の古町通を中心とする町には、鍛冶屋、漁師が多く、町割の不整形なところである。

- ・新潟の町を商業地域と、準商業地域あるいは手工業地域の2つに大きく分けるとすると、商業地域は、古町通を中心とした町並の鍛冶小路以北、広小路以南。本町通を中心とした町並の鍛冶小路以北、熊谷小路以南となる。

- ・準商業地域は、古町通を中心とした町並の鍛冶小路以南、広小路以北。本町通を中心とした町並の鍛冶小路以南、熊谷小路以北となる。

一般に、近世の城下町では、町人は職種ごとに分かれてた集住していたが、港町である新潟においても同様であったわけである。

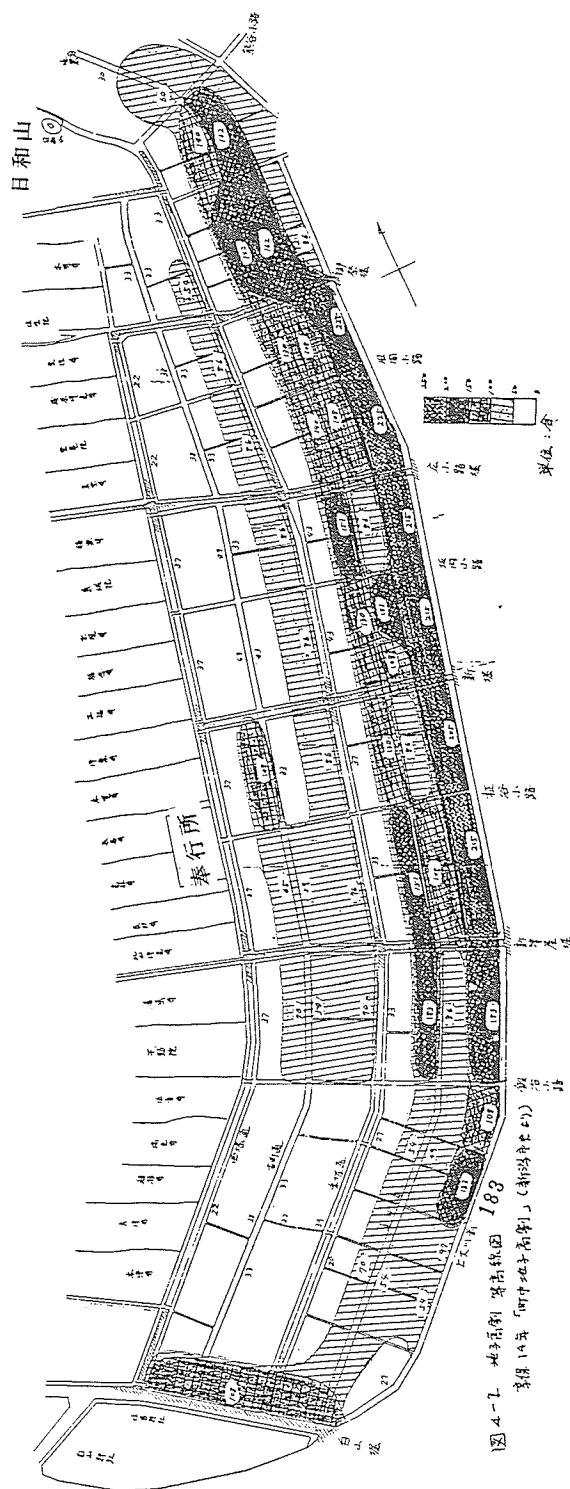


図-5 地子高割 等高線図（享保14年）

(2) 地子高と町

『新潟市史』に、明暦2年『新潟町中地子帳明細』という資料が載っている。これによれば、古町通、本町通に間口を向ける家には地子が課せられており、各町ごとにその値が異なっている。同じく『新潟市史』に享保14年の『町中地子高割』という資料も載っている。町中に地子が課せられており、やはり各町ごとにその値が異なる。これによって、各町の間口1間当りの地子高がわかる。

また、天保14年の『新潟町中地子石高間数人別帳上冊』では、坂内小路以南の各町ごとの地子高と、各家の間口の広さがわかる。

“地子”とは、各屋敷に課せられた税米である。各町ごとにその奥行きがほぼ一定であるので、屋敷の広さは、間口の広さに比例した。新潟の町では間口1間を基本単位として、その町の税率を間口の広さに乗じたものが、その屋敷の地子高であった。立地条件、業種などにより、町ごとに率が異なっているから、その屋敷の“地価”に相当するとも言えよう。従って“地子”の高い町は、賑わっている町と見なすことができる。

ここでは、これらの資料から町の商業中心を読みとり、町の経済分布に影響していたものは何であったか、町の業種形態、構成、機能の面から比較考察する。

a) 地子と業種形態

明暦、享保、天保の3つの資料のうち、明暦のものは町域が古町通と本町通だけで、他の2つとは異なる。従ってこれは対象外として、享保、天保のものを対象資料とする。

図-5、6は、町ごとの地子の値を、各町の道路に面した中心の値として、地図上に等高線として表したものである。天保14年のものは資料の都合により町の南半分しか表せなかった。

この地子高図から、次のようなことがいえる。

- ・同じ通りに面する町であっても、通りの西側の町の方が東側の町よりも高い。
- ・通り別に見ると、他門通が最も高く、信濃川から離れるほど低くなる。
- ・町の中心から離れる程低くなる。

これを図-4に示した業種と見比べて考察すると、次のようなことになるだろう。

- ・地子の最も高い他門通には、他門店の廻船問屋

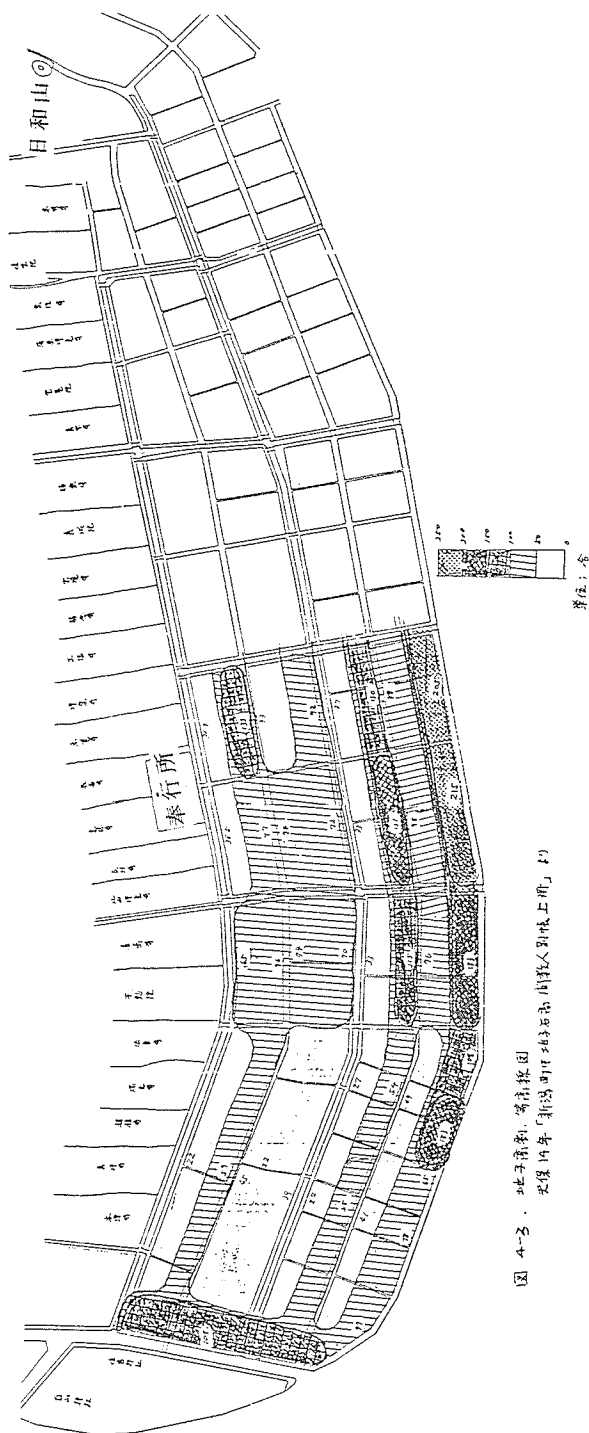


図-6 地子高割 等高線図 (天保14年)

が多くある。これらの問屋は食塩の卸売りを特権として持ち、廻船による貨物の取り引きなどの有利な業種であり、資力を持っていたことがわかる。・神明横町においてもこのことが言える。白山堀に面したこの町は交通の便の良いところで、米問屋などがあった。

・通りの東側よりも西側が高いのは、日照の関係であろう。商業地域においてはこの差が大きく、通りの東側では谷を、西側では尾根をなしている。・職人が多く居住する地域は一般に低く、通りの東西による違いはあまり大きくない。

・これら一般的な傾向に反しているのは、旅籠町、桝店、瀬戸物町などである。これらの町は地域指定がなされた保護地区で、特に桝店は地区の範囲が限定されており、特権の強い地区であることから、地子においても、立地条件が同様な地区よりかなり高い。瀬戸物町においても通りの東側ではあるが、その特権と水利の便とによりかなり高くなっている。

図-5と図-6によって享保14年のものと天保14年のものを比べると、大きな変化は見られない。しかし、阿賀野川が日本海へ直流する以前と、幕末との違いが若干表われていると考える。

即ち、本町通の東側の地域が全体に低下している。これは阿賀野川の直流による、信濃川の港湾機能の低下が、影響しているものと考えられる。他門通では低くはなっていないが、条件のわずかな不利が、大きく影響しているものと思える。

逆に、神明町の西側と寺町通2之町で少し上昇している。この理由としては遊郭の発生があげられよう。この地域は最も早くから遊郭の発生した地域である。

本町通2之町の西側でかなり上昇している。港の機能の低下による廻船の不振により、川船による貨物の売買が多くなり、この地域が発展してきたものであろう。

以上のことから、一部特権業者の地区を例外として、河口港である新潟は、信濃川の港湾機能のわずかな変化が、町の商業形態に大きく影響していたと言える。

b) 間口割と地子

新潟の町では、間口1間を基本単位として地子を課していた。天保14年の『新潟町中地子石高数人別帳上冊』では、坂内小路以南の町の各戸の

屋敷主と間口の広さ、地子高が、各町ごとに記録されている。これには業種は記されていないが、図-5、6とによって、地子、業種、間口の関係を比較する。

坂内小路以南の地域における一般家屋の間口の平均は、4間3尺。表間口だけの平均は、4間2尺6寸。最小の間口は、2間。最大の間口は、31間（この31間のものは神明町寺町にあり、これを除くと、この町では平均が4間1尺1寸となる）。

この各町ごとの平均間口と地子高とを比較してみると、一般に、平均間口が広い町ほど地子が高い、とすることができる。

間口と業種、町の成立年代との関係をみてみる。職人の居住地域においては、間口では4間というものがほとんどである。小揚町のように、居住区域が指定され、店舗も必要でなく、その戸数も定められた地域では、間口はほとんど4間である。この地域は鍛冶小路以南であり、成立年代は明暦以後である。ところが、町の中心部へ行くほど4間の広さの間口は少なくなり、間口のばらつきが大きくなる。このことは、町の中心部は比較的成立年代が古いこと、商業地域であるために屋敷の統合や分離が比較的多くあり、そのために間口の統一性がなくなっているものと考えられる。

以上のことから、町における間口の広さは、4間を基本としていたと考える。

4. まとめ

(1) 港町新潟は、信濃川の流れに沿った南北に細長い町で、白山神社を町の南の基点とする町づくりが行われていること。そして、日和山は、町の北の終端に位置づけられていること。

(2) 町の西縁に堀を隔てて寺院列を設け、町の東縁を流れる信濃川、そして白山神社と日和山とともに町の外郭を形成させていること。

(3) 町割の基本は1ブロック2行の短冊型で、1行の奥行は25間と推定される。各屋敷の間口は4間を基本にしていたと考えられる。

(4) 町の経済は、信濃川に大きく依存していたことが地子高資料からわかる。

<資料>「新潟市史」、「新潟市史読本」、「新潟市郷土資料館調査年報1-7」、小林正久「幻想新潟」、「新潟市政進展史」、「新潟市文化財調査報告書」、「北越新潟湊町家略図」、「新潟真景」